

# わくわく手芸クラブ 規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本クラブは「わくわく手芸クラブ」(以下、「クラブ」という。)と称する。

### (実施内容)

第2条 クラブは、次の内容を実施する。

- ・手袋シアター、靴下人形、とことこ人形、マグネットシアター、  
パペットなどの製作

### (目的)

第3条 クラブは、中学生が生涯にわたりスポーツ・文化芸術活動等の活動に親しむことができる環境を整備する。

- 2 クラブの活動は、文部科学省の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」長野県の「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」および「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」に適合した活動したものとする。

### (活動時間)

第4条 クラブの活動時間は、長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針に準じて、原則土曜日とする。

1回の活動時間は2時間程度とする。但し、イベント等参加の場合は参加者の負担とならないように配慮して行う。

### (活動場所)

第5条 クラブの活動場所は、「NPO 総合体操クラブ Wing 事務所・プレイルーム」とする

## 第2章 会員

### (入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、わくわく手芸クラブ加入申込書をクラブに提出し承認を得るものとする。

### (会費)

第7条 会費は年会費と活動費とし、会員はクラブが定める会費の金額および納入方法に沿って支払うものとする。

- 2 会費は入会日が属する月から退会日が属する月分支払うものとする。  
3 材料費は、実費を別途徴収するものとする。  
4 会費の納入が1カ月以上遅延した会員は退会対象とする。

### (退会)

第8条 会員はわくクラブ退会届をクラブに提出し、任意に退会することができる。

### (除名)

第9条 会員がクラブの目的や規約に違反したとき、また名誉を傷つける行為を行ったときは役員会の決議を経て除名することができる。

### 第3章 組織

#### (役員)

第10条 クラブは、次の役員を選任する。役員は、会員の中から選出され、任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

- ・会長 1名
- ・副会長 1名
- ・会計 2名
- ・運営委員 必要な人数

#### (会議)

第11条 クラブは、次の会議を置くものとする。

- ・総会
- ・役員会

#### (総会)

第12条 通常、年1回総会を開催する。時期、場所、議題等については役員会において決定する。

- 2 総会は、会員の3分の2をもって成立する
- 3 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### (役員会)

第13条 役員会は会長が招集し、議長は副会長とする。

- 2 役員会は臨時総会を開催するいとまのない場合において地域クラブの目的を達成するためやむを得ないと認められるときは、総会の権限に属する事項について審議し議決することができる。
- 3 役員会はクラブの活動を把握し、第2条の目的が達せられるよう支援する。
- 4 議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### 第4章 指導者

#### (指導者の責務)

第14条 クラブの指導者は、指導者及び一社会人として、円満な人格を形成し見識を高めるため、常に自己研鑽に努め、適切な指導を行わなければならない。

- 2 競技力向上だけでなく、他校や異年齢との交流の中で、会員同士や会員と指導者等との好ましい人間関係の構築を図り、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、豊かな人間性の育成にも寄与しなければならない。

#### (指導者の資格)

第15条 指導者はクラブにおいて定める資格要件を満たす必要がある。

(指導者研修)

第16条 クラブの指導者は、必要に応じて研修を行う。

## 第5章 会計

(会計)

第17条 クラブの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 クラブは、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

## 第6章 事故の責任

(事故の責任)

第18条 会員はクラブの活動に際してはクラブ諸規程を遵守し、施設管理責任者及び指導者の指示に従い自己の責任において行動する。指導が適切に行われている場合は、傷害等の事故が起こってもクラブ及び指導者等に対し損害賠償を請求できないものとする。

(保険の加入)

第19条 クラブの会員および指導者は傷害保険(普通傷害保険)に加入する。

2 保険加入は事務局が一括して加入するものとし、保険料は、会費をもってそれに充てるものとする。  
3 クラブ活動中の傷害については、傷害保険の対象範囲で対応するものとする。  
4 保険未加入者の活動中の事故については、クラブは一切の責任を負わないものとする。

## 第7章 個人情報の管理

(個人情報の管理)

第20条 クラブは活動における個人情報を、適切に管理し、クラブの円滑な運営を目的としたものに使用することができる。

2 クラブは、下記に示す場合を除き、本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に開示又は提供をすることはできない。また、開示又は提供を行う場合は、個人情報の不適切な流出防止をはじめとする保護のための措置が、開示又は提供先において確保されるよう努める。

- (1) 業務委託先、指導者等に運営上必要な範囲で開示・提供する場合
- (2) 法令等により開示・提供が求められた場合

3 クラブの指導者、会員、保護者、その他クラブ関係者は、クラブの活動において知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせるなど、目的外に使用することの無いよう徹底しなければならない。また、個人情報の取扱いについても、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律57号)及び関係法令等を遵守し、適切に保

護しなければならない。

## 第8章 クラブの解散・その他・細則

### (クラブの解散)

第21条 クラブは、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

### (その他)

第22条 この規約に定めない事項及び運営上必要な規則の変更および追加・細則は総会又は役員会の決議により定める。

### (附則)

この規約は、令和7年9月1日から施行する。

# わくわく手芸クラブ運営方針

令和 7 年 9 月

## 1 活動目標

手芸を楽しみ、豊かな心を育てる。

## 2 目指す生徒像

地域の人や生徒と関わりながら作品を作る喜びを知り、精神的な安定を図る。

## 3 育てたい力

- ・物を創作しながら集中力や創造性の向上、さらには自己肯定感を高める。
- ・試行錯誤を繰り返す中で、想像力や表現力を養う。
- ・手芸を楽しみ、根気よく作品を作り上げ、同じ趣味を持つ人との交流も深める。

## 4 地域クラブ活動の活動内容

### (1) 指導方針

生徒の作品が完成するように助言し温かく見守る。

### (2) 指導者

横山宏子（幼稚園教諭・保育士） 五味みゆき（幼稚園教諭・保育士）

### (3) 活動時間

第1・2・3土曜日 10：00～12：00

わくわく手芸クラブ 2025年度活動計画

月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
10月	4日	土曜日	10:00～12:00	NPO総合体操クラブWing(プレイルーム	製作
	11日	"	"	"	"
	18日	"	"	"	"
11月	8日	土曜日	10:00～12:00	NPO総合体操クラブWing(プレイルーム	製作
	15日	"	"	"	"
	22日	"	"	"	"
12月	6日	土曜日	10:00～12:00	NPO総合体操クラブWing(プレイルーム	製作
	13日	"	"	"	"
	21日	"	"	"	"
1月	10日	土曜日	10:00～12:00	NPO総合体操クラブWing(プレイルーム	製作
	17日	"	"	"	"
	24日	"	"	"	"
2月	7日	土曜日	10:00～12:00	NPO総合体操クラブWing(プレイルーム	製作
	14日	"	"	"	"
	21日	"	"	"	"
3月	7日	土曜日	10:00～12:00	NPO総合体操クラブWing(プレイルーム	製作
	14日	"	"	"	"
	21日	"	"	"	"